

平成 24 年 5 月 2 日

保 護 者 様

京都府立海洋高等学校
校 長 塩 見 正 典

平成 24 年度修学及び進学を支援するための援護制度について

援護制度について下記のとおり概要をお知らせします。

つきましては、申請を希望される場合や御不明な点、御相談等がありましたら本校事務室担当まで御連絡ください。

記

1 京都府高校生等修学支援事業（別紙黄色の用紙参照） （無利子貸与）

（1）申請の資格

- ア 親権者、又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。ただし、申請者が成年であるときは、申請者本人が京都府内に住所を有していること。
- イ 勉学意欲があると認められること。
- ウ 経済的理由により修学が困難と認められること。
- エ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。

（2）学校への申出期限

別紙裏面の申請締切日は、申請に必要な書類をすべて学校に提出する日です。申請に必要な書類、手引きを事務室で配付しますので、4月分からの貸与を希望される方は、5月9日(水)までに事務室まで御連絡ください。

なお、年度途中でも随時申請は可能です。

（3）必要書類

- ア 貸与申請書（事務室にあります。）
- イ 所得に関する証明書類（源泉徴収票・確定申告書の写しなど）
- ウ その他の関係書類（児童扶養手当証書の写しなど）

2 日本学生支援機構大学等奨学金 （貸与）

大学や専修学校（専門課程）に進学を希望し、その進学先で奨学金の貸与を希望する生徒（3年生）が対象となります。

別途案内文書を配布します。

3 通学費補助事業 （給付）

保護者が京都府に住所を有し、生徒が通学に利用する交通機関に係る定期券等を購入しており、その1箇月の購入金額が基準額を超える場合が対象となります。

別途案内文書を配布します。

4 その他の制度

(1) あしなが育英会(高校在學生用・大学予約用) (無利子貸与)

保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く。)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害を負った家庭の生徒が対象となります。

ア 高校生

(ア) 貸与月額：25,000円

(イ) 学校への申出期限：前期：5月9日(水)、後期：9月5日(水)

イ 大学生予約

(ア) 貸与月額：40,000円

(イ) 学校への申出期限：5月9日(水)

(2) 京都新聞「愛の奨学金」 (給付)

ア 対象者 以下の①～③の項目すべてを満たす方になります。

(ア) 京都府・滋賀県内に在住であること。

(イ) 学校教育法による学校(高等学校、高等専門学校、大学、短期大学等)に在学する生徒であること。

(ウ) 経済的に学費援助を必要とする方であること。

イ 給付額(高校生の場合)：年額72,000円(月額6,000円×12ヶ月)

ウ 学校への申出期限：5月9日(水)

(3) 交通遺児育英会奨学金 (無利子貸与)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒が対象になります。

ア 高校生

(ア) 貸与月額：20,000円、30,000円又は40,000円から選択

(イ) 学校への申出期限：随時受付

イ 大学生予約

(ア) 貸与月額：40,000円、50,000円又は60,000円から選択

(イ) 学校への申出期限：9月5日(水)

ウ 入学一時金の貸与もあります。

(4) 荒木信次記念交通遺児育英基金 (給付)

京都府立高等学校に在籍し、交通事故により扶養者を失い就学困難な状況にあるが、学業に前向きで品行方正な生徒が対象となります。

年額5万円の奨学金を修学中給付、ただし各学校1名のみ

※ 学校への申出期限：5月9日(水)

(5) その他

宮津市育英資金、舞鶴市育英資金、福知山市人材育成支援事業、大阪府育英会奨学金、兵庫県高等学校教育振興会奨学資金などの援護制度もあります。詳細については別途お問い合わせください。

担 当	事務室 松井
電 話	0772-25-0331